(様式第1号)

令和2年度第1回 芦屋市自立支援協議会 会議録

| 日 | | 時 | 令和2年7月 | 火曜日 | 午後3時30分~午後5時00分 | | | | | | |
|-----|-----|---------|-----------|-----|-----------------|----|-----|----|-----|----|-----|
| 場 | | 所 | 市役所本庁南館4階 | | 大会議 | 宦 | | | | | |
| 出 | 席 | 者 | 会 長 | 堺; | | | | | | | |
| | | | 副会長 | 木下 | 隆志 | | | | | | |
| | | | 委 員 | 仲西 | 博子 | 丸山 | 千尋 | 藤永 | 紀代美 | 田淵 | 雅樹 |
| | | | | 藤川 | 喜正 | 芦田 | 朗子 | 松本 | 有容 | 木村 | 嘉孝 |
| | | | | 朝倉 | 己作 | 齊藤 | 登 | 岡本 | 直子 | 加納 | 多惠子 |
| | | | | 脇 | 朋美 | 三芳 | 学 | 古結 | 香南 | 津田 | 美穂 |
| | | | | 天羽 | 加織 | 齋藤 | 正樹 | 福田 | 晶子 | | |
| | | | 欠席委員 | 土田 | 陽三 | 安達 | 昌宏 | | | | |
| | | | 事 務 局 | 柏原 | 由紀 | 長谷 | 啓弘 | 川原 | 聖貴 | 北村 | 惟子 |
| | | | | 髙野 | 晴一郎 | | | | | | |
| | | 関係課 地域社 | | 畐祉課 | 山川 | 尚佳 | 中山 | 裕雅 | 吉川 | 里香 | |
| | | | | 子育~ | て推進課 | 小川 | 智瑞子 | | | | |
| 事 | 務 | 局 | 障 | | | | | | | | |
| 会請 | 義のな | 〉開 | ■ 公 開 | | | | | | | | |
| 傍 月 | 穂 者 | 数 | | | | | | | | | |

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で23人中21人の委員の出席により成立

- (2) 委員委嘱
- (3) 会長挨拶
- (4) 委員及び事務局の紹介
- (5) 議事
 - ①令和元年度相談支援事業実績報告及び令和2年度実施計画について資料2
 - ②令和2年度基幹相談支援センター実施計画について資料3
 - ③実務者会及び専門部会活動報告について資料4
 - ④第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績報告について資料5
 - ⑤その他
- (6) 閉会

2 提出資料

- 資料1 芦屋市自立支援協議会委員名簿
- 資料2 令和元年度相談支援事業報告及び令和2年度実施計画
- 資料3 令和2年度基幹相談支援センター実施計画
- 資料4 実務者会及び専門部会活動報告
- 資料 5 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画進捗状況の点検・評価について
- 資料6 芦屋市心がつながる手話言語条例に基づく手話に関する施策の推進方針

3 審議経過

(1) 令和元年度相談支援事業実績報告及び令和2年度実施計画について

相談支援事業所の各相談員より「令和元年度相談支援事業報告及び令和2年度実施計画」について説明、続けて藤川委員より、「障がい者就労支援事業における令和元年度相談支援事業実績報告及び令和2年度実施計画」について説明

(堺会長)

どなたか質問がございましたらどうぞ。

全体として、就労も相談も件数が増えています。ただ、件数が増えると相談員の人たちはその時間がとられますので、相当大変な思いをしているのではと思います。県の状況はどうですか。

(中野オブザーバー)

県の状況も芦屋市の状況と比例してニーズが高まり計画相談を利用する方がとても増えています。ただ、相談員の数はなかなか増えておらず、法定研修となっている相談支援専門員の初任者研修、あるいは現任研修などを実施しても相談員の数としてはそこまで増えていない状況になっています。

それ以外に県全体としましても、質の担保をどうしていくか。計画相談はやればやる ほど赤字になっていく仕組みの中で、質の担保もしないといけないといったところで、 相談支援専門員の一人ひとりが大変葛藤されているという現状があります。

(堺会長)

県の議事録を読ませていただきますと、やればやるほど赤字になるという資金的な課題を感じている事業所が半分から3分の2ぐらいを占めていると思いました。それについては、ここでこれ以上は言いませんが、芦屋市の場合は相談支援事業の方々も相当苦労されていると思います。やはりその苦労が実るように、みんなでここの人たちが情報交換して、レベルアップ、質の向上に協力したいと思います。よろしくお願いします。

(中野オブザーバー)

ありがとうございます。

(堺会長)

それでは, 次の議題に参ります。

令和2年度基幹相談支援センターの実施計画について、三芳委員からお願いします。

(2) 令和2年度基幹相談支援センター実施計画について

三芳委員より「令和2年度基幹相談支援センター実施計画について」説明

(堺会長)

三芳委員に質問ですが、県下で基幹相談を委託しているのは何か所ありますか。

(三芳委員)

県下では22か所です。

(堺会長)

増えましたね。

芦屋市の場合、基幹相談と一般相談はしっかりコミュニケーションを取れていますか。

(三芳委員)

コミュニケーションは取れていると認識しています。

(堺会長)

繰り返しになりますが、ぜひ情報交換し合って、効率よく上手にコミュニケーションを図ってもらいたいと思います。

(朝倉委員)

65歳問題ですが、これは障がいのある人にとっては理不尽なことだと思っています。育成会としては国に新しい制度を作ってもらいたいと思い、要望を出しております。

障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行をもっとスムーズにやる方法がないのか。国は暫定的に現在の制度を運用していると理解していますので、今後どういう制度になればいいかを考えていかなければならないと思っています。

(堺会長)

ありがとうございました。65歳問題はこの自立支援協議会の実務者会と専門部会でも継続して取り組んでいますが、今の朝倉委員のご意見は根底に触れるような大きな問題ですので、忘れてはいけないと思います。

やはり本人中心ということでよく考えて、制度も少しずつ見直されてきているとは 思いますが、うまくいっていない部分もあると思いますので、これからも取り組んで いってください。

(木村委員)

私はこの65歳問題というのは、65歳になったらそのまま介護保険サービスに移行するのではなく、障がい福祉サービスと併給ができると理解をしています。そういう理解でよろしいでしょうか。例えば、65歳になるまで障がい者施設に通っていた人が65歳になった途端に介護保険施設へ行きなさいということでは、本人が急激な環境の変化に耐えられないというケースが出てきます。

(堺会長)

木下副会長, 65歳問題は現状どうなっていると考えますか。

(木下副会長)

朝倉委員が言われていた不安と、木村委員が言われていた併給の問題は入り組んでいるのですが、併給について言いますと、現行で障がい福祉サービスしかないサービスに関しては65歳以上でも使えます。例えば、就労継続支援B型、A型というのは、介護保険にはないサービスですので、65歳以上でも使うことができます。しかし、

ホームヘルプサービスというのは介護保険サービスにも障がい福祉サービスにも存在します。障がいのある人でホームヘルプサービスを使っている人が65歳になりますと、高齢者に移ります。その時には介護保険が優先になりますので、その人の介護度によっては、障がい福祉サービスで支給されていた時間が介護保険サービスにおいては足りないということもあり得ます。この足りない差分はどうしたらいいのかということが、今問われている問題です。そこのところはまだ併給になっていないというのが現状です。

(堺会長)

自立支援協議会の場でも65歳問題は長い間取り組んできていますが、継続して話合いをしていきましょう。

(3) 実務者会及び専門部会の活動報告について

三芳委員より「実務者会及び専門部会活動報告」について説明

(三芳委員)

実務者会の正副座長について、なかよし工房の高橋様に座長を、阪神南障がい者就 業・生活支援センターの山口様に副座長をしていただきたいと考えていますが、会長 よろしいでしょうか。

(堺会長)

はい、異議はありません。それぞれ指名いたします。

(三芳委員)

ありがとうございます。

(堺会長)

よろしくお願いします。

実務者会と専門部会について報告していただきましたが、 芦屋は狭いと言えば狭い わけですから、 2つの部会が融合して課題解決に向かって実行できるよう大きな期待 をしています。

(4) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績報告

事務局より「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実績報告について」 説明

(堺会長)

ありがとうございました。何か質問はありますか。

(朝倉委員)

地域生活への移行者数を7人にすると書いていますが、去年は何人の方が移行されたのでしょうか。また、地域へ移行したとしても、実態としては介護保険サービスに移行しているようなことでは意味がないと思っていますので、その辺の実情を教えてください。

また、9ページの計画相談について、それぞれの障がい種別で何人が受けているのかをぜひ教えてもらいたいです。私は手帳の所持者数に比べて障がい福祉サービスを使っている人数が少な過ぎると思っています。何か原因があるのではないでしょうか。市のPRが不足しているのでしょうか。

あと、11ページのところの成年後見制度利用支援事業について。法人後見についても、それぞれ障がい種別で何名くらいやっていますか。

(堺会長)

障がい福祉サービスの件数が少ないのは、それだけ自立度が高いということではないでしょうか。

(脇委員)

成年後見制度の利用者についてですが、利用者としては精神障がいのある人が5名ぐらい。知的障がいのある人は社会福祉協議会を入れると3名です。

(朝倉委員)

ちょっと数が少ないのではと思います。何かがネックになっているのかもしれません。

(事務局 長谷)

先ほどご質問でありました計画相談を利用している人数についてですが、障がい種別ごとの件数については手元に数字がありませんので、この場で具体的な回答ができません。ただ、手帳所持者自体が全体で4、000名いらっしゃる中で、65歳未満の方が大体1、500名程度となっております。その中で障がい福祉サービスを使っておられる方が大体700名少しいらっしゃいますので、約半数の方が障がい福祉サービスを使っていることになります。

堺会長がおっしゃられるとおり、障がい者手帳を所持している方全員がサービスを 使う必要はなく、手帳を所持していたとしても中には自立度が高い方もいらっしゃい ますので、全員が全員サービスを使うものではないと認識しています。

少し前後しますが、1点目のご質問にありました地域生活への移行者数についてですが、3ページにこれまでの実績を記載しております。平成30年度に1人、令和元年度に1人の方が施設入所から地域に戻ってこられたという形になっております。なお、移行された方の詳細については個人情報になりますのでお伝えできませんが、朝倉委員がご心配されているような、すぐに介護保険に移行されるような方ではございません。

(堺会長)

ありがとうございました。それでは、次に進めたいと思います。

(5) その他について

事務局より「芦屋市心がつながる手話言語条例に基づく手話に関する施策の推進方針」及び「障がい者差別解消条例(案)の取組状況」について説明

(堺会長)

他に質問はありませんか。アンケート用紙がありますので、意見があればこちらを 使ってください。

それでは、最後に木下副会長から、締めの言葉をいただきたいと思います。

(木下副会長)

この自立支援協議会で、先ほど三芳委員から話がありましたとおり、ここでの報告 内容について、一つは相談支援、一つは実務者会・専門部会というものになります。 今回、その実務者会・専門部会のところにちょっとテコ入れをしようという話が今日 出されました。

これまでは、自立支援協議会の場そのものがまだそれほど固まっていませんでしたので、例えば芦屋っぷを作っていきましょう、これをやっていきましょうという、ある意味「場作り」の期間だったように思います。それが、地域の課題がどんどん解決していき、今となっては成熟した会議になっているのだろうと思います。

その成熟した会議となった今でも、これまでと同じように地域の課題に取り組んでいます。ただ、そのやり方を継続していくとなると、時間と場所と、またそれを維持していくためのお金が関わってきます。それを今は各事業所に負担していただいている状況になっていると思います。

そこで、今回は自立支援協議会での取組について、持続可能な形になるように検討していかなければならない時期に来ていると考えています。これまで地域でできることを協議してここまできましたが、このままの形でいきますと、これは行政の仕事でしょうと、もしかしたら逆の方向に進んでいってしまう可能性もあります。同じように、地域福祉だから社協のお仕事でしょうみたいな感じに戻ってしまうと、自立支援協議会ができる前にまた戻ってしまうということになりますので、成熟しているというところから一歩どういうふうに進めるかというのを今後の課題にできればと思っています。本日はどうもありがとうございました。

(堺会長)

それでは第1回芦屋市自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。

以上